

低価格受注問題検討委員会

1. 目的

建設投資の減少を背景に建設市場における競争が激化している。こうした状況の中で、元請・下請間の取引においても下請業者に対する厳しいしわ寄せが行われる場合もあるとの指摘もなされている。特に、元請による低価格受注は、建設生産物の品質確保への懸念が生じるのみならず、下請へのしわ寄せ、建設労働者の賃金引下げや安全対策の手抜き等を招き、社会資本整備の担い手である建設業の衰退を招く恐れがある。このため、国土交通省は、国土交通省直轄工事に関する特別重点調査の実施、総合評価方式の拡充等低価格受注工事に関する品質の確保や下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策を講じてきたところである。また、平成 19 年 4 月には建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業法等の法令に違反する行為に対する取締体制を強化したとともに、同年 6 月には建設業法の不知による法令違反行為を防ぐことを目的とした「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、周知を図っているところである。

本委員会は、低価格受注による元請業者への影響、下請業者へのしわ寄せの実態及びその発生メカニズムを把握するための調査を行うとともに低価格受注問題への対応という観点から立入検査や下請代金支払状況等実態調査の実施方法等を検討することにより低価格受注が建設産業にもたらす様々な弊害への対応を強化することを目的とする。

2. 検討内容

(1) 低価格受注による元請業者及び下請業者への影響に関する実態調査

低価格受注による建設生産システム、建設業の企業経営に対する影響を具体的に明らかにするために、実態調査を行う。

①元請業者に対する調査

地方公共団体発注工事の中から低価格受注工事を数件選定し、元請建設業者の企業経営に対する影響や下請建設業者へのしわ寄せの状況等について調査を行う。

②下請業者に対する調査

下請業者に対し、元請業者の低価格受注による下請業者へのしわ寄せの状

況、企業経営に対する影響等について調査を行う。可能であれば、民間工事についても調査を行う。

(2) 適切な元請・下請関係を確保するための方策の検討

(1) の実態調査の結果を踏まえ、元請業者が下請業者に不当なしわ寄せを行うことを防止するための具体的施策について検討する。

① 下請代金支払状況等実態調査の実施手法

下請業者に対する代金支払いの適正化を図るとともに元請業者による不適切な行為を取り締るために実施している下請代金支払状況等実態調査について、低価格受注による下請業者に対するしわ寄せを防止する観点から、その実施手法について検討する。

② 立入検査の実施手法

不適正な元請下請関係を排除するために、下請代金支払状況等実態調査等の結果を踏まえ実施している立入検査の実効性を高めるための手法について検討する。

以 上